

東京都板橋区児童福祉施設等指導検査実施要綱

(令和4年3月28日区長決定)

(令和7年4月30日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「児童福祉法等」という。）の規定に基づき実施する児童福祉施設（障害児入所施設を除く。）、児童自立生活援助事業、家庭的保育事業等、一時預かり事業、病児保育事業及び幼保連携型認定こども園（以下「児童福祉施設等」という。）に対する指導及び検査（以下「指導検査」という。）について、必要な事項を定める。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 指導検査を行うに当たっては、児童福祉法等、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令及び設備及び運営に関する基準等の区が定める各基準を基本とし、指導検査に関する国の通知等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施することとする。

2 検査において問題が明らかになった場合は、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、児童福祉施設等の自律的な問題解決を促すための具体的な指導及び助言を行うこととする。

3 児童福祉施設等が法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、当該児童福祉施設等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないと認めるときは、法令に定めるところにより行政処分を

行うための手続を進めるものとする。

- 4 指導検査の実施及び指導検査の結果に係る処理に当たっては、関係部署との連携を図るものとする。

(指導検査の類型)

第4条 指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、指導検査に係る事項の全体について、児童福祉施設等の所在地等において行う検査をいう。

- 3 前項の一般指導検査は、必要に応じて、あらかじめ指導検査に係る事項を限定して実施することができるものとする。

- 4 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に児童福祉施設等から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか、必要に応じ、再度児童福祉施設等の所在地等において検査を行うものとする。

- 5 特別指導検査は、児童福祉施設等が次の各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査に係る事項を定め、重点的又は改善が図られるまでの間継続的に行う検査をいい、当該児童福祉施設等の所在地等において行う。

(1) 法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると認めるに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査後の改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(4) 死亡事故等の重大事故が発生したとき。

(検査実施方針)

第5条 検査を効果的に行うため、毎年度検査開始時までには、検査実施方針を定める。

- 2 検査実施方針においては、保育行政の動向を踏まえ、重点項目を定める。

(検査実施計画)

第6条 検査を効率的に行うため、毎年度検査開始時までには、検査実施計画を

定める。

- 2 検査実施計画においては、該当年度の検査実施日程を定める。なお、特別指導検査は第4条第5項各号に該当する場合について、適宜実施する。

(検査基準)

第7条 検査を公正に行うため、毎年度検査開始時までには、検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した検査基準を定める。

なお、検査基準における評価区分は、別表のとおりとする。

(検査資料)

第8条 検査実施にあたっては、毎年度検査開始時までには、第5条に定める検査実施方針を踏まえた検査事項を掲げた施設調査書の様式を作成し、検査対象施設に対して、施設調査書及び関係資料の提出を求める。

(一般指導検査の実施)

第9条 検査の実施は、原則として施設設置者の代表者に対して、あらかじめ文書にて通知する。

- 2 児童福祉施設等の運営に問題が発生した場合等で、急遽検査を実施する場合は、前項によらず検査開始時に文書を提示するなどの方法によることができる。
- 3 検査は基本的に1日1か所の児童福祉施設等を対象に実施する。ただし、効率性の観点から複数の検査班を作り、また、あらかじめ検査事項を限定して定めて短時間で実施するなどにより、1日複数か所の児童福祉施設等を対象に実施することができる。
- 4 検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員（検査員）2人以上の検査班とする。
- 5 検査員は、第7条に定める検査基準に基づき、第8条に定める検査資料を活用し、分担して検査を実施する。また、必要に応じて、施設長、施設設置者の役員等及びその他出席者から、必要事項を聴取し、また、照会することができる。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を

調整する。

- 6 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設長及び施設設置者の役員等に対して、実地検査指導事項票を用いて検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。なお、班長が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法解釈等で疑義が生じた場合など、状況によっては現地での講評は行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 7 実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係機関職員若しくは児童福祉施設等に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第10条 検査員は、検査終了後直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、子ども家庭部長に復命する。また、必要に応じて適宜、関係行政機関と協議する。

- 2 子ども家庭部長は、前項の検討結果に基づき、検査結果を施設設置者の代表者に対して文書にて通知する。この場合、検査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 3 検査をより効果的なものにするため、第1項の復命及び前項の結果通知は、検査終了後速やかに行う。
- 4 検査結果の文書指摘事項について、施設設置者の代表者に対して、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 5 前項に定める改善状況報告書又は改善計画書が提出されないとき、又は改善の意志がなく、たび重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査を実施する。

(特別指導検査の実施)

第11条 検査の実施は、一般指導検査に準じて、あらかじめ文書にて通知する。

ただし、検査の目的と効果を鑑み、検査開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

2 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を長とする職員（検査員）4人以上の検査班とする。なお、副参事以上の職にある者を除く職員のうち1人は、係長級以上の職にあるものとする。

3 検査は、目的と効果をそのつど考慮し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じて、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。

4 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、施設長及び施設設置者の役員等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評は行わず関係者を招致して行うこともできる。

5 検査には、必要に応じて、区関係各課の職員若しくは児童福祉施設等に関係する者に対して立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（特別指導検査後の取扱い）

第12条 検査員は、検査終了後直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、区長に復命する。また、必要に応じて適宜、関係行政機関と協議する。

2 区長は、前項の検討結果に基づき、検査結果を施設設置者の代表者に対して文書にて通知する。この場合、検査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。

3 検査結果の文書指摘事項について、施設設置者の代表者に対して、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じて指導を継続的に実施する。

4 改善報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認め

られるときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。

- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、第3項及び第4項の規定にかかわらず、直ちに法令に基づく処分の手続きを進める。

(指導検査に係る結果の活用)

第13条 一般指導検査及び特別指導検査に係る結果は、適宜これを集約し、区の行政運営に資するため、関係各課で情報共有する。

- 2 区長は、一般指導検査及び特別指導検査の結果並びにこれらに基づく改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、区のホームページに掲載し、区民へ広く情報提供することとする。

(国及び東京都との連携)

第14条 区長は、国及び東京都が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設等に対する指導検査の実施に当たっては、国及び東京都と必要な連携を行うこととする。

- 2 区長は、児童福祉施設等の指導検査に係る情報については、国及び東京都と必要な情報の交換を行うこととする。

(指導検査に係る情報の公開)

第15条 区長は、指導検査に関する情報は、個人情報等法令により非開示とされる場合を除き、その公開に努めることとする。

(国への報告)

第16条 区長は、必要に応じ、指導検査に係る結果を国へ報告することとする。

(要綱の適用除外)

第17条 他の要綱に定めのある指導検査については、この要綱の適用を除外する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に

定める。

付 則（令和４年３月２８日区長決定）

- １ この要綱は、令和４年７月１日から施行する。
- ２ この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則（令和７年４月３０日付７板子政第８４号区長決定）

この要綱は、令和７年４月３０日から施行する。

別表（第７条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、文書指摘とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、次項の規定に基づく口頭指導とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、口頭指導とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、口頭指導とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための助言指導を行う。